

せたがやノーマライゼーションプランの一部見直し(平成27年度~平成32年度) <案・概要> *本編 P.16~

平成30年1月
障害福祉担当部

1 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」。障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画として策定しています。

2 見直しの背景

現プランの策定後の法改正や社会状況の変化、区の実情等を反映し、今後の障害者施策の進むべき方向性を明確にするため、プランの一部見直しが必要となっています。

3 【基本理念】と【基本的な方向性】 *本編 P.16~

【基本理念】

障害の有無に関らず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

【基本的方向性】

障害に対する理解や配慮の促進

共生社会の実現のための区民、事業者、区の連携、協働

ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

地域包括ケアの推進

4 見直しの背景となる主な課題(法改正、社会状況、区民ニーズ等)

<法改正・国の動向>

国は「地域共生社会」の実現に向け、障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法等の改正を行っている。医療的ケアを要する障害児への支援に向けて、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携が必要である。

<社会状況・区民ニーズ等>

障害者の高齢化を受けて、介護保険の円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービス提供が必要となっている。精神障害者の増加や退院後の支援の必要性を踏まえ、施策の充実が必要である。障害者の地域生活を支援する総合的な施設として、平成31年4月に梅ヶ丘拠点の障害者施設が開設する。東京2020大会も踏まえた障害者スポーツの充実や、青年・成人期の居場所づくりが求められている。障害者差別解消法の認知度は29.2%(平成29年度調査)。障害理解とともに更なる法の周知・啓発が必要である。

5 施策の体系 *本編 P.22~

生活(くらし)	1 生活支援(せいかつ)	(1)在宅サービスの充実 (2)地域移行の促進と定着支援 (3)日中活動の充実 (4)サービスの質の向上
	2 保健・医療(けんこう)	(1)予防の充実 (2)健康づくりの推進 (3)リハビリテーションの充実 (4)医療と福祉との連携 (5)母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
	3 生活環境(まちとすまい)	(1)居住支援の充実 (2)ユニバーサルデザインの推進 (3)移動のための支援の充実

社会的活動(かじごと)	4 雇用・就労、経済的自立の支援(はたらき)	(1)就労支援の充実 (2)雇用の促進 (3)賃金の向上 (4)経済的自立の支援
	5 教育、文化芸術活動、スポーツ等(そだち・まなび)	(1)早期支援の充実 (2)地域支援の充実 (3)途切れのない支援 (4)教育・保育の充実 (5)配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6)生涯学習・余暇活動の推進 (7)スポーツの推進 (8)文化・芸術活動の振興

支援(やねえ)	6 情報アクセシビリティ(つながり)	(1)意思疎通支援の充実 (2)行政情報へのアクセシビリティの向上
	7 行政サービス等における配慮(さんか)	(1)区職員等に対する研修の促進 (2)合理的配慮の提供 (3)区の政策・施策形成への参画の支援
	8 安全・安心(あんしん)	(1)相談支援体制の強化 (2)支援ネットワークの構築 (3)保健福祉人材の育成・確保 (4)家族支援の充実 (5)見守りの推進 (6)防災・防犯対策の推進
	9 差別の解消、権利擁護の推進(りかい・まもる)	(1)障害理解の促進 (2)障害を理由とする差別の解消の促進 (3)虐待の防止 (4)権利擁護の推進

6 主な見直し内容 *本編 P.26~

<個別テーマ>

<高齢障害者への支援の充実> *本編 P.27
障害者が高齢になっても個々の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、制度改正を踏まえ地域障害者相談支援センターとあんしんすこやかセンター、相談支援専門員とケアマネジャーの連携など、制度やサービスに関わる情報共有のための研修や事例検討等を実施します。

<医療的ケアを要する障害児と家族の支援> *本編 P.27 ほか
保健・医療、福祉、教育等の連携強化に向け、関係機関による「(仮称)医療的ケア連携協議会」を設置します。医療的ケアを要する児童に対応する児童発達支援施設の整備・誘導や相談支援事業所の育成など、成長段階に応じた支援に取り組みます。

<精神障害者と家族等の支援の充実> *本編 P.54 ほか
精神保健の相談について、既存機能の再整理を行い、効果的な支援とサービスの提供に向けて取り組みます。退院後の地域生活の支援に向けて、「自立生活援助」の活用や就労支援等を推進します。

<スポーツ、文化・芸術、余暇活動等の推進> *本編 P.45.46
東京2020大会を踏まえ、障害者スポーツの充実や文化・芸術活動の支援に取組みます。青年・成人期における余暇活動等への支援の充実や居場所づくりに努めます。

<防災・防犯対策の強化> *本編 P.57
災害時の支援に向けた体制整備や、福祉避難所の開設・運営体制の強化を進めます。障害者施設等における防犯設備の整備や、防犯活動などの取組みを強化します。

<基盤となるテーマ>

<地域包括ケアシステムの推進> *本編 P.18.54
障害者とその家族の状況に応じた支援を一体的に提供するため、身近な地区での相談から障害種別に対応した専門相談まで、相談支援事業所を含めた一貫した相談支援体制を強化するとともに、相談支援の質の向上を図ります。

<障害理解の促進と障害者差別解消法の周知> *本編 P.59~61
障害者差別解消法の周知や障害理解に向けた啓発の強化、障害者差別解消に向けた実効ある取組みを進め、「共生社会ホストタウン」として心のバリアフリーを推進します。

第5期世田谷区障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）＜案・概要＞ *本編 P.68～

【第1期世田谷区障害児福祉計画】

1 計画に係る基本的事項 *本編 P.68

- (1) 計画の位置付け
障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。また、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」も一体的に策定し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包する「世田谷区子ども計画(第2期)(平成27年度～平成36年度)」との整合を図ります。
- (2) 計画期間
平成30年度から平成32年度までの3ヶ年を計画期間とします。
- (3) 計画の対象
障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。

2 計画の内容 *本編 P.69

計画の実施により達成すべき「成果目標」、「活動指標」、「サービスの見込量」について定めます。併せて、サービスの見込量確保のための方策を定めます。世田谷区独自の取組みとして、本計画期間中における「重点取組み」についても記載します。

3 第4期障害福祉計画の評価・検証 *本編 P.69

P D C A サイクルの手法により各年度の取組みを評価・検証し、障害者施策推進協議会・地域保健福祉審議会へ報告し、進行管理を行っています。また、自立支援協議会への情報提供を行っています。

4 第4期障害福祉計画の実施状況 *本編 P.70～

- (成果目標) 福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、この2年間で9名と目標を下回っている。
- (活動指標) 生活訓練(機能訓練)や放課後等デイサービスで、サービス提供量が計画を大きく上回っている。
- (主要テーマ) 指定特定相談支援事業者が、2年間で16事業者増加し38事業者となった。短期入所やグループホームの確保に努めた。

5 本計画における「成果目標」と「活動指標」 *本編 P.80～

- (1) 「成果目標」国の指針に基づき、第4期計画の実施状況も踏まえ、平成32年度末の成果目標を設定
福祉施設の施設入所者の地域生活への移行
(内容) 移行者数 38人 入所者数 445人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(内容) 関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点(相談 体験の機会・場など5つの機能)等の整備
(内容) 身体障害者自立体験ホームなどの各機能の連携による面的整備にて対応
福祉施設から一般就労への移行等
(内容) 移行者数 140人
「就労定着支援事業」による支援開始1年後の職場定着率 80%
障害児支援の提供体制の整備等
(内容) 医療的ケア児支援の協議の場の設置(平成30年度)
児童発達支援センターの設置数 2ヶ所(国立)
*「あけぼの学園」「めばえ学園」が該当
- (2) 「活動指標」*年度ごとに設定
「成果目標」の達成に向け、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めています。
障害福祉サービス等(訪問系サービス、日中活動系サービス等)
地域生活支援事業(必須事業:自発的活動支援、意思疎通支援等/任意事業:訪問入浴サービス、日中一時支援等)
児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(障害児通所支援、障害児相談支援)

7 第5期障害福祉計画における重点取組み *本編 P.96～

施策を支える「基盤性」、新たな視点を持って取り組む「先駆性」、世田谷区らしさを表す「象徴性」などを意識し、「参加と協働」の視点を持ちながら、第5期障害福祉計画の期間中に以下の3項目を重点取組みとして施策を推進していきます。

- (1) 障害理解の促進と障害者差別の解消
【成果目標】
障害者差別解消法の認知度 50% *平成32年度末目標
- 【取組み内容】
区立小・中学校教員を対象とした障害理解を含む研修の実施 6回/年
商店街等における障害理解に向けた取組みの推進 区内全域で実施

- (2) 障害者の地域生活の支援
【成果目標】
障害者の日中活動の場である通所施設での受入人数 生活介護 合計717人
就労継続B 合計686人
障害者の居住の場であるグループホームの定員増 合計370人
- 【取組み内容】
増加する施設ニーズに対応した通所施設の拡充等
個々のニーズに沿ったグループホームの整備 96人分増
医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の充実 3ヶ所増(計4ヶ所)

- (3) 障害者就労の促進
【成果目標】
企業等への就職者 年間140人
協議会主催の企業向けセミナーへの延べ参加企業数(平成32年度) 140社
区内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 前年度実績を上回る
- 【取組み内容】
就労支援ネットワーク定例会 20回/年
区役所内体験実習の実施 40人/年
発達障害のある方のためのスキルアップ講座 12回/年ほか

6 第1期障害児福祉計画 *本編 P.104～

障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

児童発達支援、障害児相談支援、個別の教育支援等の連携を図り、適切な支援を行うとともに、就学後にむけた円滑な引継ぎを行います。
児童相談所の設置も踏まえ、地域の保健・医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、児童と保護者に対しても一体的な支援に取組みます。
医療的ケアを要する障害児と家族の支援に向け、保健・医療、福祉、教育等の連携強化を図ります。 など

- (1) 「成果目標」国の指針に基づき設定(再掲)
(内容) 医療的ケア児支援の協議の場の設置 (平成30年度)
児童発達支援センターの設置数 2ヶ所(国立)
- (2) 「活動指標」*年度ごとに設定(再掲)
(内容) 児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(障害児通所支援、障害児相談支援)

【計画期間における取組みの具体的な内容】

医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の充実
3ヶ所増(計4ヶ所)
区立保育園(指定保育園)における医療的ケアの実施 計4園
区内保育施設等における障害理解・適切な対応のための指導・研修
(平成32年度)550回/年
区立小・中学校教員を対象とした障害理解を含む研修の実施
6回/年